

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】令和1年10月3日(2019.10.3)

【公開番号】特開2019-23883(P2019-23883A)
 【公開日】平成31年2月14日(2019.2.14)
 【年通号数】公開・登録公報2019-006
 【出願番号】特願2018-172189(P2018-172189)
 【国際特許分類】

G 0 6 Q 50/10 (2012.01)

G 0 6 Q 30/06 (2012.01)

G 0 6 Q 10/02 (2012.01)

【F I】

G 0 6 Q 50/10 Z J M

G 0 6 Q 30/06 3 5 0

G 0 6 Q 10/02

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月19日(2019.8.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

各々、レンタル対象を保管する複数のステーションにおいてレンタル対象の貸出または返却をユーザに対して行うレンタル・システムであって、

各ステーションの位置に設置され、そのステーションを特定するためのステーション情報であって暗号化されたものを出力するステーション情報出力装置と、

いずれかのステーションの位置において前記レンタル対象の貸出または返却を希望するユーザの携帯端末と通信することにより、前記複数のステーションを集中的に管理する管理サーバと

を含み、

ユーザは、そのユーザが実際に居るいずれかのステーションの位置において、そのいずれかのステーションについて生成されたステーション情報を取得し、その取得したステーション情報を前記携帯端末において復号化することなくその携帯端末を介して前記管理サーバに送信し、

前記管理サーバは、

前記携帯端末から前記ステーション情報を受信する受信部と、

前記受信したステーション情報を復号化することにより、ユーザが実際に居るステーションを特定するステーション特定部と

を含むレンタル・システム。

【請求項2】

さらに、前記レンタル対象の位置に設置され、そのレンタル対象を特定するためのレンタル対象情報を表示するレンタル対象情報表示媒体を含み、

ユーザは、そのレンタル対象情報表示媒体から、前記管理サーバに送信すべきレンタル対象情報を取得し、そのレンタル対象情報を前記携帯端末を介して前記管理サーバに送信する請求項1に記載のレンタル・システム。

【請求項3】

前記管理サーバは、さらに、

前記携帯端末から受信したレンタル対象情報から特定されたレンタル対象に関連付けて、前記特定されたステーションと、ユーザが貸出または返却を行った時刻とをメモリに保存する保存部を含む請求項 2 に記載のレンタル・システム。

【請求項 4】

前記管理サーバは、さらに、

ユーザに対し、前記特定されたステーションにおいて、前記特定されたレンタル対象の貸出または返却を許可する許可部と、

その許可部がユーザに対して前記特定されたレンタル対象の貸出または返却を許可すると、その特定されたレンタル対象に固有の暗証番号を前記携帯端末に送信する送信部とを含む請求項 3 に記載のレンタル・システム。

【請求項 5】

請求項 1 ないし 4 のいずれかに記載の管理サーバとしてコンピュータを機能させるためのプログラム。

【請求項 6】

請求項 5 に記載のプログラムをコンピュータ読み取り可能に記録した記録媒体。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

以上の知見を背景にして、本発明は、複数のステーションのうちユーザによって選択されたものにおいてレンタル対象の貸出および返却をユーザに対して行う技術に関し、その選択されたステーションを特定するために必要なデータをユーザが携帯端末を介して複数のステーションにとっての遠隔地に存在する管理センタに通信する際にユーザが不正行為を行うことを抑止する技術を提供することを課題としてなされたものである。